

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
第1 目的 (略) 第2 対象疾病 この事業の対象とする疾病は、次のとおりとする。 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第2項から第8項までに規定する全数把握の対象感染症 (略) 2 法施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）第6条に規定する定点把握の対象感染症及びその他必要と認められる感染症 (1) 五類感染症 ⑧8 R S ウイルス感染症 ⑧9 咽頭結膜熱 ⑨0 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。） ⑨1 A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ⑨2 感染性胃腸炎 ⑨3 <u>急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）</u> ⑨4 急性出血性結膜炎 ⑨5 クラミジア肺炎（オウム病を除く。） ⑨6 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。） ⑨7 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</u> ⑨8 水痘 ⑨9 性器クラミジア感染症 ⑩0 性器ヘルペスウイルス感染症 ⑩1 尖圭コンジローマ ⑩2 手足口病 ⑩3 伝染性紅斑 ⑩4 突発性発しん ⑩5 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ⑩6 ヘルパンギーナ ⑩7 <u>マイコプラズマ肺炎</u> ⑩8 無菌性髄膜炎 ⑩9 <u>メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症</u> ⑪0 薬剤耐性緑膿菌感染症 ⑪1 <u>流行性角結膜炎</u> ⑪2 <u>流行性耳下腺炎</u> ⑪3 淋菌感染症 (2) 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点） ⑪④ 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状の	第1 目的 (略) 第2 対象疾病 この事業の対象とする疾病は、次のとおりとする。 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第2項から第8項までに規定する全数把握の対象感染症 (略) 2 法施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）第6条に規定する定点把握の対象感染症及びその他必要と認められる感染症 (1) 五類感染症 ⑧8 R S ウイルス感染症 ⑧9 咽頭結膜熱 ⑨0 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。） ⑨1 A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ⑨2 感染性胃腸炎 _____ _____ _____ _____ _____ ⑨3 急性出血性結膜炎 ⑨4 クラミジア肺炎（オウム病を除く。） ⑨5 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。） ⑨6 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</u> ⑨7 水痘 ⑨8 性器クラミジア感染症 ⑨9 性器ヘルペスウイルス感染症 ⑩0 尖圭コンジローマ ⑩1 手足口病 ⑩2 伝染性紅斑 ⑩3 突発性発しん ⑩4 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ⑩5 ヘルパンギーナ ⑩6 <u>マイコプラズマ肺炎</u> ⑩7 <u>無菌性髄膜炎</u> ⑩8 <u>メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症</u> ⑩9 <u>薬剤耐性緑膿菌感染症</u> ⑪0 <u>流行性角結膜炎</u> ⑪1 <u>流行性耳下腺炎</u> ⑪2 淋菌感染症 (2) 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点） ⑪④ 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状の

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

うち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。 3 法第14条第8項の規定に基づく把握の対象 ⑬発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、都道府県知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。 4 その他必要と認められる感染症 ⑭川崎病 ⑮不明発しん症 第3 実施主体 (略) 第4 実施体制の整備 (略) 第5 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2第1項第5号⑦⑤、⑧⑤及び⑧⑥）、 新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症 (略) 2 全数把握対象の五類感染症（第2第1項第5号⑦⑤、⑧⑤及び⑧⑥を除く。） (略) 3 定点把握対象の五類感染症及びその他必要と認められる感染症 (1) (略) (2) 定点の選定 イ 患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、公益社団法人宮城県医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また定点の選定にあたっては人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ宮城県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮の上、決定する。	うち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。 3 法第14条第8項の規定に基づく把握の対象 ⑬発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、都道府県知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。 4 その他必要と認められる感染症 ⑬川崎病 ⑮不明発しん症 第3 実施主体 (略) 第4 実施体制の整備 (略) 第5 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2第1項第5号⑦⑤、⑧⑤及び⑧⑥）、 新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症 (略) 2 全数把握対象の五類感染症（第2第1項第5号⑦⑤、⑧⑤及び⑧⑥を除く。） (略) 3 定点把握対象の五類感染症及びその他必要と認められる感染症 (1) (略) (2) 定点の選定 イ 患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、公益社団法人宮城県医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また定点の選定にあたっては人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ宮城県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮の上、決定する。
---	---

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

(イ) 対象感染症のうち、第2第2項第1号(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(107)に掲げるもの並びに(109)、(110)及び(111)については、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。

なお、小児科定点の数は次の計算式を参考として算定する。

保健所管内人口	定点数
11.5万人未満	1
11.5万人以上18.5万人未満	2
18.5万人以上	$3 + (\text{人口} - 18.5 \text{万人}) / 7.5 \text{万人}$

(ロ) 対象感染症のうち、第2第2項第1号(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)

_____については、前（イ）で選定した小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症 _____ 定点及び別途後記（ホ）に定める基幹定点とすること。

また、内科定点の数は次の計算式を参考として算定する。

保健所管内人口	定点数
1.5万人未満	1
1.5万人以上2.5万人未満	2
2.5万人以上	$3 + (\text{人口} - 2.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症 _____ 定点と異なり、第2第2項第1号(90)、(97)の入院患者に限定されることに留意すること。

(ハ) 対象感染症のうち、第2第2項第1号(94)及び(111)に掲げるものについては、眼科を標ぼうす

(イ) 対象感染症のうち、第2第2項第1号(88)、(89)、(91)、(92)、(97)、(101)から(103)まで、(105)及び(111)に掲げるもの並びに(106)、(109)及び(110)については、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。

なお、小児科定点の数は次の計算式を参考として算定する。

保健所管内人口	定点数
3万人未満	1
3万人以上7.5万人未満	2
7.5万人以上	$3 + (\text{人口} - 7.5 \text{万人}) / 5 \text{万人}$

(ロ) 対象感染症のうち、第2第2項第1号(90)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び

新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）及び(96)に掲げる新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）

であるものに限る。）については、前（イ）で選定した小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」とする）定点及び別途後記（ホ）に定める基幹定点とすること。

なお、インフルエンザ定点と COVID-19 定点は同一とする（インフルエンザ／COVID-19 定点）。

また、内科定点の数は次の計算式を参考として算定する。

保健所管内人口	定点数
7.5万人未満	1
7.5万人以上12.5万人未満	2
12.5万人以上	$3 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点及び COVID-19 定点と異なり、 _____ 入院患者に限定されることに留意すること。

(ハ) 対象感染症のうち、第2第2項第1号(93)及び(110)に掲げるものについては、眼科を標ぼうす

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

る医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

なお、眼科定点の数は次の計算式を参考として算定する。

保健所管内人口	定点数
12.5万人未満	0
12.5万人以上	$1 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 15 \text{万人}$

（注）総定点数が3未満と計算された場合は、3定点とする。

- （二）対象感染症のうち、第2第2項第1号(99)から(101)まで及び(115)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）又は性病科若しくは泌尿器科又は皮膚科若しくは皮膚泌尿器科（泌尿器科・皮膚科系）を標ぼうする医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

なお、性感染症定点の数は次の計算式を参考として算定する。

保健所管内人口	定点数
7.5万人未満	0
7.5万人以上	$1 + (\text{人口} - 7.5 \text{万人}) / 13 \text{万人}$

（注）産婦人科系と泌尿器科・皮膚科系がおおむね同数になるように指定する。

- （ホ）対象感染症のうち、第2第2項第1号(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(95)、(96)、(15)及び(107)から(110)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、おおむね患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標ぼうする病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域ごとに1か所以上、基幹定点として指定する。

ロ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- （イ）医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。

る医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

なお、眼科定点の数は次の計算式を参考として算定する。

保健所管内人口	定点数
12.5万人未満	0
12.5万人以上	$1 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 15 \text{万人}$

（注）総定点数が3未満と計算された場合は、3定点とする。

- （二）対象感染症のうち、第2第2項第1号(98)から(100)まで及び(112)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）又は性病科若しくは泌尿器科又は皮膚科若しくは皮膚泌尿器科（泌尿器科・皮膚科系）を標ぼうする医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

なお、性感染症定点の数は次の計算式を参考として算定する。

保健所管内人口	定点数
7.5万人未満	0
7.5万人以上	$1 + (\text{人口} - 7.5 \text{万人}) / 13 \text{万人}$

（注）産婦人科系と泌尿器科・皮膚科系がおおむね同数になるように指定する。

- （ホ）対象感染症のうち、第2第2項第1号(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(94)、(95)、(104)及び(116)から(119)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、おおむね患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標ぼうする病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域ごとに1か所以上、基幹定点として指定する。

ロ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- （イ）医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

(ロ) 前イ(イ)により選定された患者定点のおおむね10%を小児科病原体定点として、第2第2項第1号(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)を対象感染症とすること。

(ハ) 前イ(ロ)により選定された患者定点のおおむね１０％を急性呼吸器感染症病原体定点として、第２第２項第１号⑧４、⑧８、⑧９、⑨０、⑨１、⑨３、⑨５、⑨７、⑩６及び⑩７を対象感染症とすること。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から１０％以上及び内科定点から１０％以上を、それぞれ３定点と２定点を下回らないよう選定することとし、法第１４条の２第１項に規定する指定提出機関として指定すること。

(二) 前イ(ハ)により選定された患者定点のおおむね10%を眼科病原体定点として、第2第2項第1号⑨4及び㉓を対象感染症とすること。

(ホ) 前イ(ホ)により選定された患者定点のすべてを基幹病原体定点として、第2第2項第1号(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)及び(18)を対象感染症とすること。

(3) 調査単位等

イ 患者情報のうち、前号イ（イ）、（ロ）、（ハ）及び（ホ）（第2第2項第1号⑬、⑭及び⑮）に関する患者情報を除く。）により選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位として、同号イ（二）及び（ホ）（第2第2項第1号⑬、⑭及び⑮）に関する患者情報に限る。）により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。なお、前号イ（ロ）により選定された患者定点は、⑧、⑨、⑨①、⑨③及び⑨⑥については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、⑨②及び⑨⑦については、疾病毎の患者数を届出ることとする。

ロ 病原体情報のうち、前号ロ（ハ）により選定された病原体定点に関するものについては、第2第2項第1号⑧4、⑧8、⑧9、⑨0、⑨1、⑨3、⑨5、⑨7、⑩6及び⑩7については、

1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、

その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

ハ 病原体情報のうち、前号ロ（ハ）により選定された病原体定点に関するもののうち、第2第2項

(ロ) 前イ(イ)により選定された患者定点のおおむね10%を小児科病原体定点として、第2項第1号(88)、(89)、(91)、(92)、(97)、(101)から(103)まで、(105)及び(111)を対象感染症とすること。

(ハ) 前イ（ロ）により選定された患者定点のおおむね１０％をインフルエンザ__病原体定点として、第２第２項第１号____(90)____を対象感染症とすること。なお、インフルエンザ__病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から１０％以上及び内科定点から１０％以上を、それぞれ３定点と２定点を下回らないよう選定することとし、法第１４条の２第１項に規定する指定提出機関として指定すること。

(二) 前イ(ハ)により選定された患者定点のおおむね10%を眼科病原体定点として、第2第2項第1号⁹³及び¹⁰⁰を対象感染症とすること。

(ホ) 前イ(ホ)により選定された患者定点のすべてを基幹病原体定点として、第2第2項第1号⑨2のうち病原体がロタウイルスであるもの、⑨5及び⑩7を対象感染症とすること。

(3) 調査単位等

イ 患者情報のうち、前号イ（イ）、（ロ）、（ハ）及び（ホ）（第2第2項第1号 14、15及び16に関する患者情報を除く。）により選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位として、同号イ（二）及び（ホ）（第2第2項第1号 14、15及び16に関する患者情報に限る。）により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

ロ 病原体情報のうち、前号ロ（ハ）により選定された病原体定点に関するものについては、第2第2項第1号 (90) に掲げるインフルエンザの流行期（前号イ（ロ）により選定された患者定点当たりの患者発生数が都道府県単位で10を超えた時点から1を下回るまでの間）には1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

第1号⑨⑦のゲノム解析については、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

イ 患者定点

(イ) 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

(ロ) 第2号イにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等の届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、別記様式を用いて最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

(ハ) (ロ)の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとし、調査単位が週の場合は翌週の月曜日に、月単位の場合は翌月の初日に保健所へ「感染症サーベイランスシステムへの入力」等により提供する。

ロ 病原体定点

(イ) 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採用する。

(ロ) 病原体定点は、検体等について、別記様式1の検査票を添えて、速やかに保健環境センターへ送付する。

(ハ) 第2号ロ(ロ)により選定された病原体定点においては、第2第2項第1号⑧⑧、⑧⑨、⑧①、⑧②、⑧③、⑧④から⑧⑤まで、⑧⑥及び⑧⑦の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するもの。

(ニ) 第2号ロ(ハ)により選定された病原体定点においては、第2号イ(ロ)により選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに

(4) 実施方法

イ 患者定点

(イ) 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

(ロ) 第2号イ(イ)により選定された小児科定点においては別記様式3により、同(ロ)により選定されたインフルエンザ定点においては別記様式4により、同(ハ)により選定された眼科定点においては別記様式5により、同(ニ)により選定された性感染症定点においては別記様式6により、同(ホ)により選定された基幹定点においては、第2第2項第1号⑨②のうち病原体がロタウイルスであるもの、⑨④、⑨⑤、⑨⑥及び⑨⑦の疾病については別記様式7により、同号⑨⑧の疾病については別紙様式7-2により、同号⑨④、⑨⑥及び⑨⑦の疾病については別記様式8により、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載する。

(ハ) 別記様式3から別記様式8までによる患者情報については、調査単位が週の場合は翌週の月曜日に、月単位の場合は翌月の初日に保健所へFAX等により提供する。

ロ 病原体定点

(イ) 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採用する。

(ロ) 病原体定点は、検体等について、保健所を経由して、別記様式1の検査票を添えて、速やかに保健環境センターへ送付する。

(ハ) 第2号ロ(ロ)により選定された病原体定点においては、第2第2項第1号⑧⑧、⑧⑨、⑧①、⑧②、⑧③、⑧④から⑧⑤まで、⑧⑥及び⑧⑦の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するもの。

(ニ) 第2号ロ(ハ)により選定された病原体定点においては、第2第2項第1号⑨⑩に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、調査単位ごとに、少なくとも1検

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

<u>送付するものとする。検体の選定法については、原則、第2号ロ（ハ）により選定された病原体定点の営業日のうち週ははじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとする。なお、第2の⑨⑦のゲノム解析で用いる検体は地方衛生研究所で選定するため、第2号ロ（ハ）により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。</u> ハ 検体等を所持している医療機関等 保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式1の検査票を添付して提供する。 ニ 保健所 （イ） 患者定点から得られた患者情報（別記様式3から別記様式9まで）の情報項目を、調査単位が週の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても疾病・感染症対策課及び県情報センターへ報告する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式1の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健環境センターと協議する。 （ロ） 病原体定点から検体を採取した旨の連絡があった場合は、当該検体を別記様式1の検査票とともに収受の上、速やかに保健環境センターへ送付する。 （ハ） 保健所は、県情報センターから送付のあった患者情報及び病原体情報について、市町村（教育委員会を含む。）、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関及び医師会等の関係機関に提供する。 ホ 保健環境センター （イ） 保健環境センターは、別記様式1の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体情報として保健所を経由して病原体定点に通知するとともに、県情報センター及び中央感染症情報センターに送付する。	<u>体を送付するものとする。</u> ハ 検体等を所持している医療機関等 保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式1の検査票を添付して提供する。 ニ 保健所 （イ） 患者定点から得られた患者情報（別記様式3から別記様式8まで）の情報項目を、調査単位が週の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても疾病・感染症対策課及び県情報センターへ報告する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式1の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健環境センターと協議する。 （ロ） 病原体定点から検体を採取した旨の連絡があった場合は、当該検体を別記様式1の検査票とともに収受の上、速やかに保健環境センターへ送付する。 （ハ） 保健所は、県情報センターから送付のあった患者情報及び病原体情報について、市町村（教育委員会を含む。）、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関及び医師会等の関係機関に提供する。 ホ 保健環境センター （イ） 保健環境センターは、別記様式1の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体情報として保健所を経由して病原体定点に通知するとともに、県情報センター及び中央感染症情報センターに送付する。
---	--

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

(ロ) 検査のうち、保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。 (ハ) 保健環境センターは、都道府県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。 <u>(ニ) 第2の⑨7については、第4号ロ(ニ)で提出された検体を用いて、調査単位ごとに、全ゲノム解析を実施する能力を有する地方衛生研究所毎に20件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。その結果は、民間検査機関や大学等に解析を委託する場合でも、地方衛生研究所で集約し、速やかに国立感染症研究所のPathoGenS (Pathogen Genomic data collection System) 及びGISAID (Global Initiative on Sharing All Influenza Data) にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。なお、関係機関と連携し十分な情報共有を実施する場合は、地方衛生研究所以外が登録機関となっても差し支えない。</u> ヘ 県情報センター (イ) 県情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所による情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。 (ロ) 県情報センターは、市情報センターと連携のもと、県内全域の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）として、宮城県地域医療情報センター、各保健所及び疾病・感染症対策課に提供及び報告する。 ト 疾病・感染症対策課 疾病・感染症対策課は、県情報センターから報告のあった患者情報及び病原体情報について、公益社団法人宮城県医師会、教育委員会等の関係機関に提供及び公開する。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。 4 結核 (略) 5 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点） (1) (略) (2) 定点の選定	(ロ) 検査のうち、保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。 (ハ) 保健環境センターは、都道府県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。 ヘ 県情報センター (イ) 県情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所による情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。 (ロ) 県情報センターは、市情報センターと連携のもと、県内全域の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）として、宮城県地域医療情報センター、各保健所及び疾病・感染症対策課に提供及び報告する。 ト 疾病・感染症対策課 疾病・感染症対策課は、県情報センターから報告のあった患者情報及び病原体情報について、公益社団法人宮城県医師会、教育委員会等の関係機関に提供及び公開する。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。 4 結核 (略) 5 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点） (1) (略) (2) 定点の選定
--	--

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

疑似症の発生状況を把握するため、公益社団法人宮城県医師会の協力を得て、医療機関の中から疑似症定点を選定する。 定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案しつつ、できるだけ宮城県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮の上、決定する。 具体的な疑似症定点の届出医療機関は、以下の医療機関のうちから、イからハの順に優先順位をつけ、別に定める基準を踏まえて選定する。 イ 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料（１～<u>6</u>）、小児特定集中治療室管理料及びハイケアユニット入院医療管理料（１～２）の届出をしている医療機関 ロ・ハ （略） （３） （略） 6 積極的疫学調査 （略） 7 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果報告 （略） 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。 （経過措置） 2 この要綱は、平成１１年第１４週の報告から適用する。 3 病原体情報及び病原体定点に関する項目については、体制が整い次第、実施することとする。 附 則 この要綱は、平成１７年７月１４日から施行する。 （中略） 附 則 この要綱は、令和５年９月２５日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和７年４月７日から施行する。</u>	疑似症の発生状況を把握するため、公益社団法人宮城県医師会の協力を得て、医療機関の中から疑似症定点を選定する。 定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案しつつ、できるだけ宮城県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮の上、決定する。 具体的な疑似症定点の届出医療機関は、以下の医療機関のうちから、イからハの順に優先順位をつけ、別に定める基準を踏まえて選定する。 イ 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料（１～<u>4</u>）、小児特定集中治療室管理料及びハイケアユニット入院医療管理料（１～２）の届出をしている医療機関 ロ・ハ （略） （３） （略） 6 積極的疫学調査 （略） 7 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果報告 （略） 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。 （経過措置） 2 この要綱は、平成１１年第１４週の報告から適用する。 3 病原体情報及び病原体定点に関する項目については、体制が整い次第、実施することとする。 附 則 この要綱は、平成１７年７月１４日から施行する。 （中略） 附 則 この要綱は、令和５年９月２５日から施行する。
--	--

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

別表 ⑫川崎病 主要症状 (1) 5 日以上続く発熱（治療により 5 日未満で解熱した場合も含む。） (2) 両側眼球結膜の充血 (3) 口唇、口腔所見：口唇の紅潮、いちご舌、口くういん頭粘膜のびまん性発赤 (4) 不定形発しん (5) 四肢末端の変化 (急性期) 手足の硬性浮腫、しょうせき又は指趾先端の紅はん (回復期) 指先からの膜様落せつ (6) 急性期における非化膿性けい部リンパ節腫脹 上記の主要症状のうち 5 つ以上の症状を伴うもの。ただし、4 つの症状しか認められない場合においても、経過中に断層心エコー法又は心血管造影法で、冠動脈りゅう（いわゆる拡大を含む。）が確認され、他の疾患が除外されるものについては、川崎病と診断するものとする。 ⑬不明発しん症 感染症の者と思われるが、明確な診断をつけ難い発しん症。除外診断による。	別表 ⑬川崎病 主要症状 (1) 5 日以上続く発熱（治療により 5 日未満で解熱した場合も含む。） (2) 両側眼球結膜の充血 (3) 口唇、口腔所見：口唇の紅潮、いちご舌、口くういん頭粘膜のびまん性発赤 (4) 不定形発しん (5) 四肢末端の変化 (急性期) 手足の硬性浮腫、しょうせき又は指趾先端の紅はん (回復期) 指先からの膜様落せつ (6) 急性期における非化膿性けい部リンパ節腫脹 上記の主要症状のうち 5 つ以上の症状を伴うもの。ただし、4 つの症状しか認められない場合においても、経過中に断層心エコー法又は心血管造影法で、冠動脈りゅう（いわゆる拡大を含む。）が確認され、他の疾患が除外されるものについては、川崎病と診断するものとする。 ⑭不明発しん症 感染症の者と思われるが、明確な診断をつけ難い発しん症。除外診断による。
---	---